

## 業務委託契約書

- 1 契約番号 第08-4006号  
及び件名 交通誘導警備業務
- 2 業務実施場所 仕様書に示す委託者が指示した場所
- 3 委託期間 令和8年4月 1日から  
令和9年3月31日まで
- 4 委託料 1日(9:00~17:00) 1人あたりの基本委託料  
日額 円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
- 5 契約保証金 免除する

上記業務の委託について、委託者 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下、「甲」という。）と受託者 （以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 札幌市東区北12条東7丁目1-15  
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会  
理事長 中川雅己

乙

収入  
印紙

**(総則)**

**第1条** 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「交通誘導警備業務 仕様書」に従って契約を履行しなければならない。

**(委託料)**

**第2条** 甲は、乙に対し委託料一覧表に定められた委託料を支払うものとする。

**(業務中止に伴う委託料)**

**第3条** 前条の委託料一覧表に規定する委託料のうち、甲の事情により業務中止になった場合の委託料は、次のとおりとする

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 業務前日までに、甲から業務中止の連絡を行った場合                          | 委託料の 0%   |
| (2) 警備員が9時00分から17時00分までの業務において、業務開始後、4時間以下で業務中止となった場合 | 委託料の 70%  |
| (3) 警備員が業務開始後、(2)以外で業務中止となった場合                        | 委託料の 100% |

2 第2条の委託料一覧表に規定する委託料のうち、乙の事情により業務中止になった場合の委託料は、支払われないものとする。

**(委託期間)**

**第4条** 本契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

**(契約保証金)**

**第5条** 契約保証金は、免除する。

**(委託料の支払い)**

**第6条** 乙は、第2条の委託料の支払いを月単位で、甲に請求を行う。

2 甲は、前項の規定による委託料の請求を受けたときは、その日から起算して、30日以内に委託料を支払わなければならない。

**(委託業務の実施状況の検査等)**

**第7条** 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況について検査し、又は乙に対して、甲が必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。この場合、乙に正当な理由がなくこれを拒んではならない。

**(委託業務の実施に関する協力)**

**第8条** 甲は、委託業務の実施に関して、乙からの協力要請があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

**(業務内容の変更等)**

**第9条** 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

**(権利義務の譲渡等の禁止)**

**第10条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託業務を処理させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

**(再委託等の禁止)**

**第11条** 乙は業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

**(損害賠償)**

**第12条** 乙は、業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、業務の実施に際して第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

**(甲の解除権)**

**第13条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により委託期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行に際し不法な行為又はこの契約に違反する行為があったとき。
- (4) 乙が第10条又は第11条の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する委託料について、精算するものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対してその損失の補償を請求することができないものとする。

**(乙の解除権)**

**第14条** 乙は、甲が契約に違反し、その契約により業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

**(協議)**

**第15条** この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ業務施行協議簿（様式-5）を作成するものとする。

**(遵守事項)**

**第16条** この契約に定める事項のほか、乙は、関係法令及び一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程を遵守しなければならない。

(委託料係数表)

1 業務A 白川第2送水管採水交通誘導警備(人数4名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 豊)西岡2条6丁目1、清)清田7条1丁目1

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料係数
業務Aに対する1人当たり委託料	1.00

2 業務B 西部送水管採水交通誘導警備(人数3名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 西)西野3条5丁目7、豊)平岸1条21丁目3

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料係数
業務Bに対する1人当たり委託料	1.00

3 業務C トンネル点検交通誘導警備(人数2名、場所3箇所)

(1) 業務実施場所 清田川トンネル、清田トンネル、緑ヶ丘トンネル

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料係数
業務Cに対する1人当たり委託料	1.00

4 業務D 流量計室点検交通誘導警備(人数2名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 中)南11条西9丁目、中)南4条西18丁目

(2) 実施時間 9:00~12:00又は13:00~17:00

契約項目	委託料係数
業務Dに対する1人当たり委託料	0.70

5 業務E 流量計室点検交通誘導警備（人数1名、場所1箇所）

（1）業務実施場所 西）西町北19丁目 银杏公園横

（2）実施時間 9：00～12：00又は13：00～17：00

契 約 項 目	委託料係数
業務Eに対する1人当たり委託料	0.70

6 業務F 弁室排水作業交通誘導警備（人数2名、場所1箇所）

（1）業務実施場所 清）里塚465 里塚霊園内

（2）実施時間 9：00～12：00又は13：00～17：00

契 約 項 目	委託料係数
業務Fに対する1人当たり委託料	0.70

7 業務G 弁室排水作業交通誘導警備（人数1名、場所1箇所）

（1）業務実施場所 中）界川4丁目 旭山記念公園内

（2）実施時間 9：00～12：00又は13：00～17：00

契 約 項 目	委託料係数
業務Gに対する1人当たり委託料	0.70

8 業務H A～G以外の交通誘導警備（必要人数、指定する場所・箇所）

（1）業務実施場所 指定する場所

（2）実施時間 ①9：00～17：00

②9：00～12：00又は13：00～17：00

契 約 項 目	委託料係数
① 業務Hに対する1人当たり委託料	1.00
② 業務Hに対する1人当たり委託料	0.70

【有資格者】

(1) 業務実施場所 指定する場所

(2) 実施時間 ① 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

② 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 又は 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

契 約 項 目	委託料係数
① 業務Hに対する1人当たり委託料	1. 2 0 7
② 業務Hに対する1人当たり委託料	0. 8 4

(委託料一覧表)

1 業務A 白川第2送水管採水交通誘導警備(人数4名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 豊)西岡2条6丁目1、清)清田7条1丁目1

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Aに対する1人当たり委託料	円

2 業務B 西部送水管採水交通誘導警備(人数3名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 西)西野3条5丁目7、豊)平岸1条2丁目3

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Bに対する1人当たり委託料	円

3 業務C トンネル点検交通誘導警備(人数2名、場所3箇所)

(1) 業務実施場所 清田川トンネル、清田トンネル、緑ヶ丘トンネル

(2) 実施時間 9:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Cに対する1人当たり委託料	円

4 業務D 流量計室点検交通誘導警備(人数2名、場所2箇所)

(1) 業務実施場所 中)南11条西9丁目、中)南4条西18丁目

(2) 実施時間 9:00~12:00又は13:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Dに対する1人当たり委託料	円

5 業務E 流量計室点検交通誘導警備（人数1名、場所1箇所）

(1) 業務実施場所 西) 西町北19丁目 银杏公園横

(2) 実施時間 9:00~12:00又は13:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Eに対する1人当たり委託料	円

6 業務F 弁室排水作業交通誘導警備（人数2名、場所1箇所）

(1) 業務実施場所 清) 里塚465 里塚壺園内

(2) 実施時間 9:00~12:00又は13:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Fに対する1人当たり委託料	円

7 業務G 弁室排水作業交通誘導警備（人数1名、場所1箇所）

(1) 業務実施場所 中) 界川4丁目 旭山記念公園内

(2) 実施時間 9:00~12:00又は13:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
業務Gに対する1人当たり委託料	円

8 業務H A~G以外の交通誘導警備（必要人数、指定する場所・箇所）

(1) 業務実施場所 指定する場所

(2) 実施時間 ①9:00~17:00

②9:00~12:00又は13:00~17:00

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
① 業務Hに対する1人当たり委託料	円
② 業務Hに対する1人当たり委託料	円

【有資格者】

(1) 業務実施場所 指定する場所

(2) 実施時間 ① 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

② 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 又は 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

契 約 項 目	委託料 1人あたりの基本委託料 ×委託料係数
③ 業務Hに対する1人当たり委託料	円
④ 業務Hに対する1人当たり委託料	円